

日立市下水道事業における ウォーターPPP導入について

実施方針（案）

日立市企業局下水道課

目 次

1. 日立市の下水道事業	3
2. ウォーターPPPの概要(1/5~5/5)	8
3. 事業スキームと業務パッケージ	10
4. リスク分担	14
5. 資格要件 (1/3~3/3)	15
6. 入札・公募要件(1/10~10/10)	17
7. マーケットサウンディング (アンケート調査)	27
8. スケジュール	28

本資料につきましては、掲載時点で決定している内容ですが、サウンディング調査後に変更となる場合もあります。

1.日立市の下水道事業（対象処理区）（1 / 5）

【処理区】

・中央処理区

処理区	整備期間	全体計画		整備区域 面積	整備率
		面積	面積		
中央	昭和44年～令和6年	2,204.98ha	2,089.37ha	96.2%	

※令和6年5月時点

(中央の事業計画区域内整備面積は2,081.4ha)

・那珂久慈流域下水道関連

処理区	整備期間	全体計画		整備区域 面積	整備率
		面積	面積		
那珂久慈	昭和59年～令和6年	2,172.4ha	1,754.3ha	80.7%	

【污水施設】

①下水処理場

処理場名称	排除方式
池の川処理場	分流式

【污水施設】

②汚水中継ポンプ場

	ポンプ場名称	排除方式
1	滑川中継ポンプ場	分流式
2	河原子中継ポンプ場	分流式
3	会瀬中継ポンプ場	分流式
4	東町中継ポンプ場	分流式
5	田沢中継ポンプ場	分流式
6	桐木田中継ポンプ場	分流式
7	橋下中継ポンプ場	分流式
8	浜の宮中継ポンプ場	分流式
9	旭町第一中継ポンプ場	分流式
10	旭町第二中継ポンプ場	分流式
11	初崎中継ポンプ場	分流式
12	東成沢中継ポンプ場	分流式
13	戸崎中継ポンプ場	分流式

1.日立市の下水道事業（対象処理区）（1 / 5）

【汚水施設】

③マンホールポンプ

	施設名称	処理区
1	中大平	中央処理区域
2	鶴子	中央処理区域
3	平沢	中央処理区域
4	山根	中央処理区域
5	白山	中央処理区域
6	旭川	中央処理区域
7	雨降川	中央処理区域
8	初崎	中央処理区域
9	祝崎	中央処理区域
10	南台	中央処理区域
11	山道	中央処理区域
12	中成沢	中央処理区域
13	後沢川	中央処理区域
14	南高台	中央処理区域
15	東成沢	中央処理区域
16	釜道	中央処理区域
17	山田	中央処理区域
18	堂平	中央処理区域
19	西田	中央処理区域
20	西成沢	中央処理区域

	施設名称	処理区
21	鮎川第1	中央処理区域
22	成沢小下	中央処理区域
23	鮎川第3	中央処理区域
24	鮎川第2	中央処理区域
25	梶畠第2	中央処理区域
26	梶畠第1	中央処理区域
27	大学橋	中央処理区域
28	大学橋下	中央処理区域
29	下原	中央処理区域
30	八反原	中央処理区域
31	北浜	中央処理区域
32	西所沢	中央処理区域
33	曲松	中央処理区域
34	鳥沢	中央処理区域
35	渚橋	中央処理区域
36	腰塚第1	中央処理区域
37	宮田橋	中央処理区域
38	桑木田	中央処理区域
39	毛力牛平	中央処理区域
40	兎平	中央処理区域

	施設名称	処理区
41	後久保	中央処理区域
42	腰塚第2	中央処理区域
43	向山	流域関連処理区域
44	赤羽根	流域関連処理区域
45	茂宮	流域関連処理区域
46	坂本小下	流域関連処理区域
47	行戸	流域関連処理区域
48	金井戸	流域関連処理区域
49	大沼	流域関連処理区域
50	金畑	流域関連処理区域
51	大橋駅	流域関連処理区域
52	中井山	流域関連処理区域
53	吹上	流域関連処理区域
54	高鈴1	新設予定
55	石名坂1	新設予定
56	産廃処分場	新設予定
57	産廃処分場	新設予定
58	産廃処分場	新設予定
59	産廃処分場	新設予定

1.日立市の下水道事業（2/5）

■日立市下水道処理区域

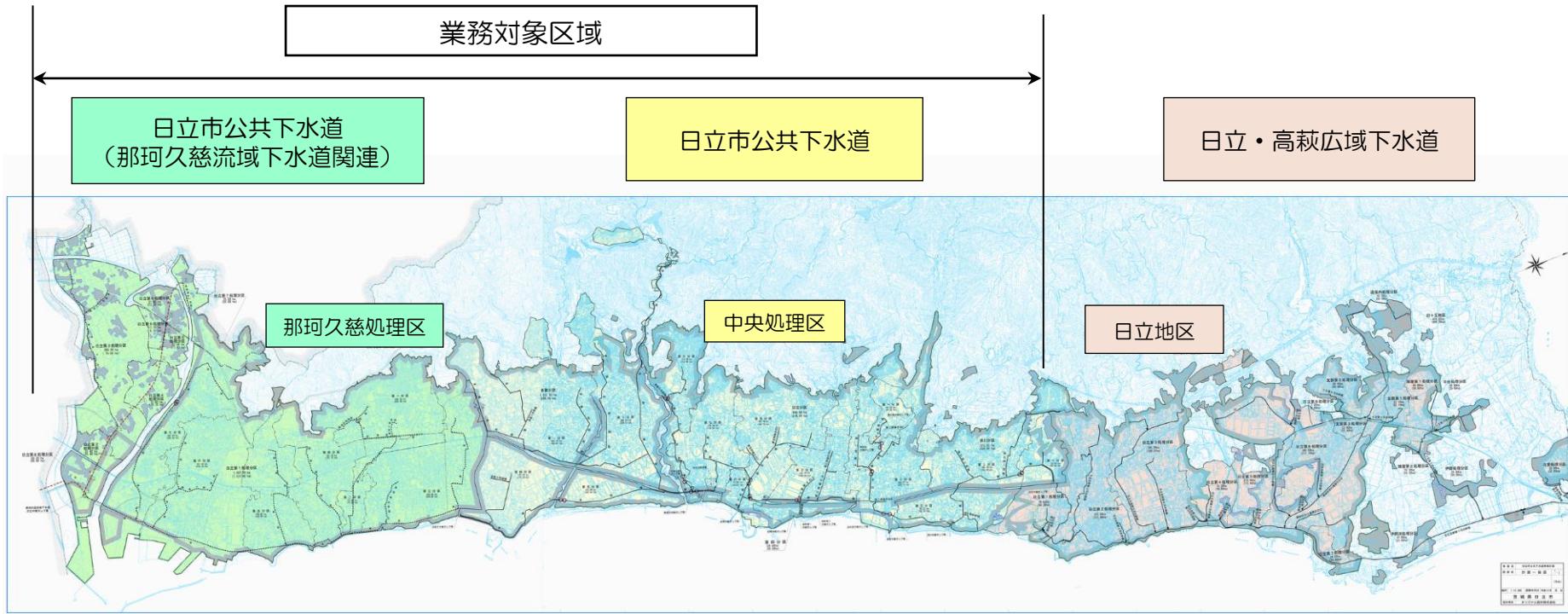


図1.1 業務対象区域

※令和6年4月時点

1.日立市の下水道事業（3 / 5）

日立市の下水道事業の課題

組織体制（ヒト）の課題

膨大な管理対象の施設の老朽化に伴う業務量の増加に加え、耐震化・耐水化等の他事業への対応も必要である。

下水道に関する職員数は平成24年に比べ減少している。

市内人口も減少傾向となり、今後の職員確保が課題となる。

→ 職員不足により下水道機能・サービス水準の維持に影響

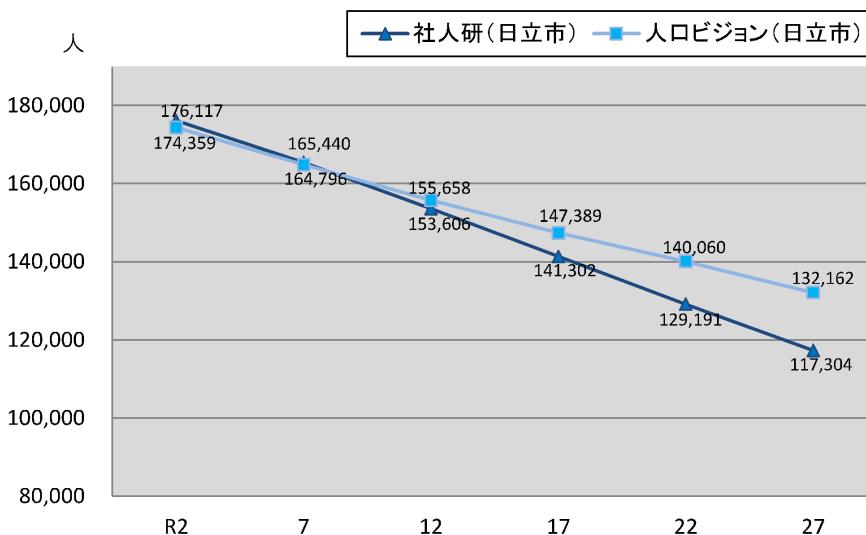


図1.2 日立市の人口推移

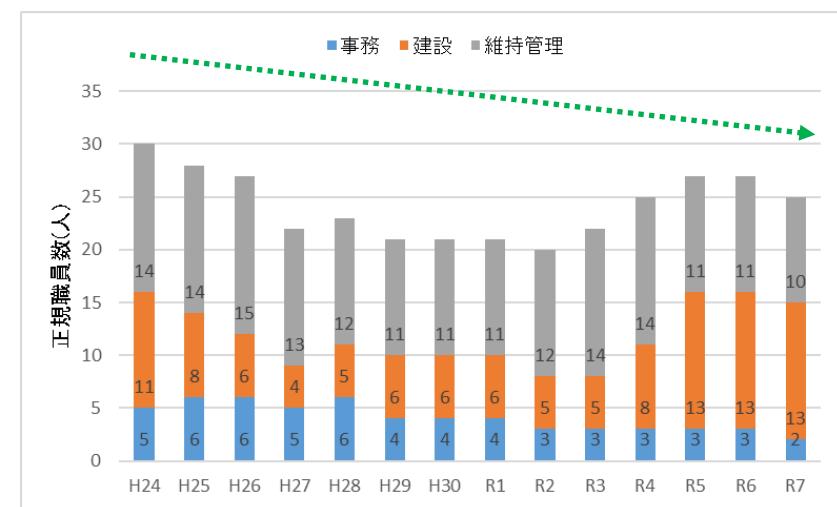


図1.3 下水道職員の推移

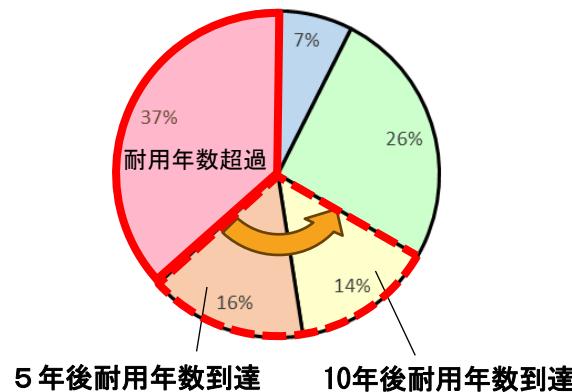
1.日立市の下水道事業（4 / 5）

日立市の下水道事業の課題

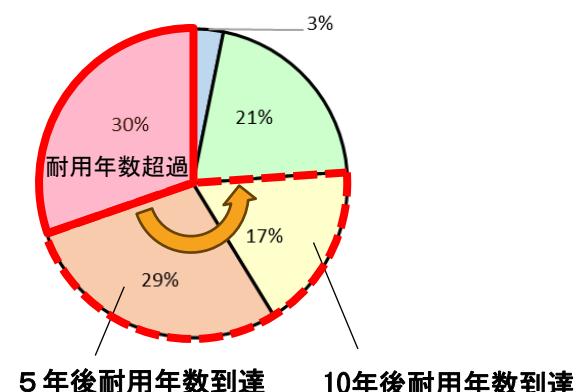
施設（モノ）の課題

処理場、ポンプ場などの老朽化施設が今後急増
→ 設備故障の頻発化、今後の業務量の増加

【処理場】耐用年数超過割合



【ポンプ場】耐用年数超過割合



現状では、耐用年数（10～20年）を超過し、改築を必要とする設備の割合が37%であり、10年後には67%となる。設備の故障のリスクが高まる前に計画的な更新が必要となる。

現状では、耐用年数（10～20年）を超過し、改築を必要とする設備の割合が30%であり、10年後には77%となる。設備の故障のリスクが高まる前に計画的な更新が必要となる。

図1.4 処理場・ポンプ場施設年数超過割合

1.日立市の下水道事業（5/5）

日立市の下水道事業の課題

財政（力ネ）の課題

老朽化施設の増加による維持管理費及び建設改良費の増加
人口減少や節水意識の高まりなどによる下水道使用料の減収

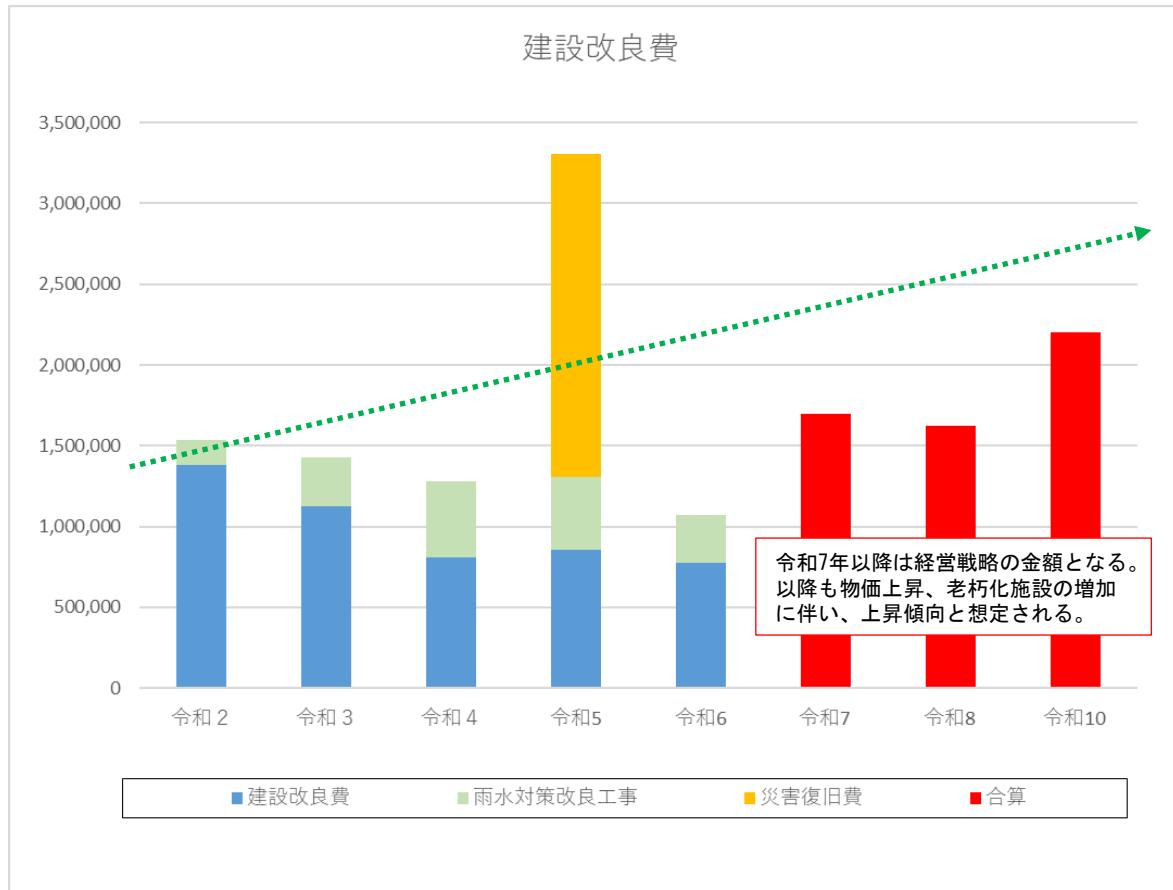


図1.5 建設改良費

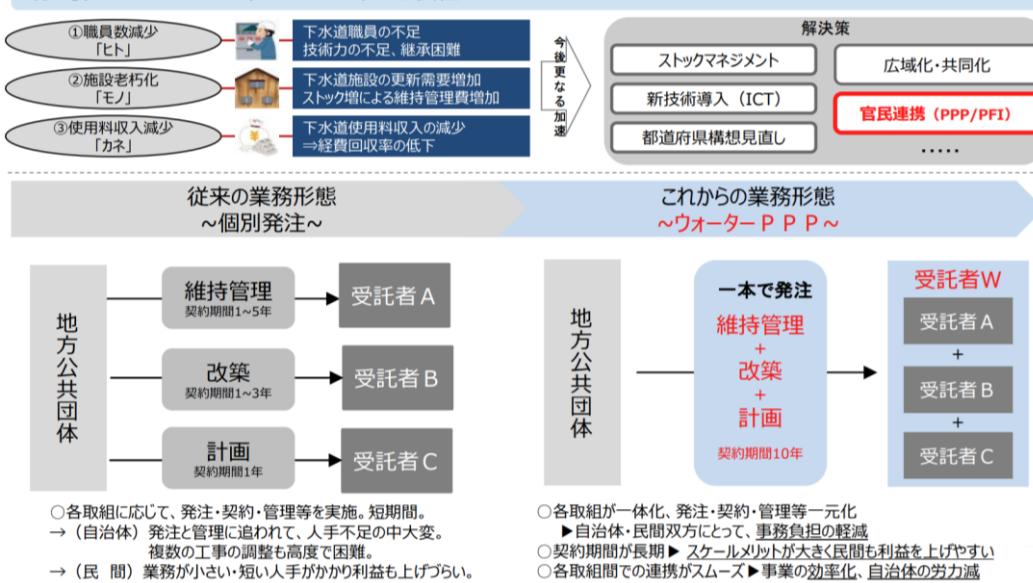
2. ウォーターPPPの概要（1/2）

ウォーターPPPの推進

令和5年度に国の「PPP/PFI推進アクションプラン」が改訂され、新たな官民連携の取組となるウォーターPPPが示されました。

ウォーターPPPは、従来の包括的民間委託の発展形であり、より効果的に自治体が抱える課題解決に資することが期待されています。

(参考)ウォーターPPP(レベル3.5)の必要性とイメージ



分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数（累積） ※2	早期に具体化が見込 まれる件数（累積） ※2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件
工業用水道※3	25件	3件	8件	約10件

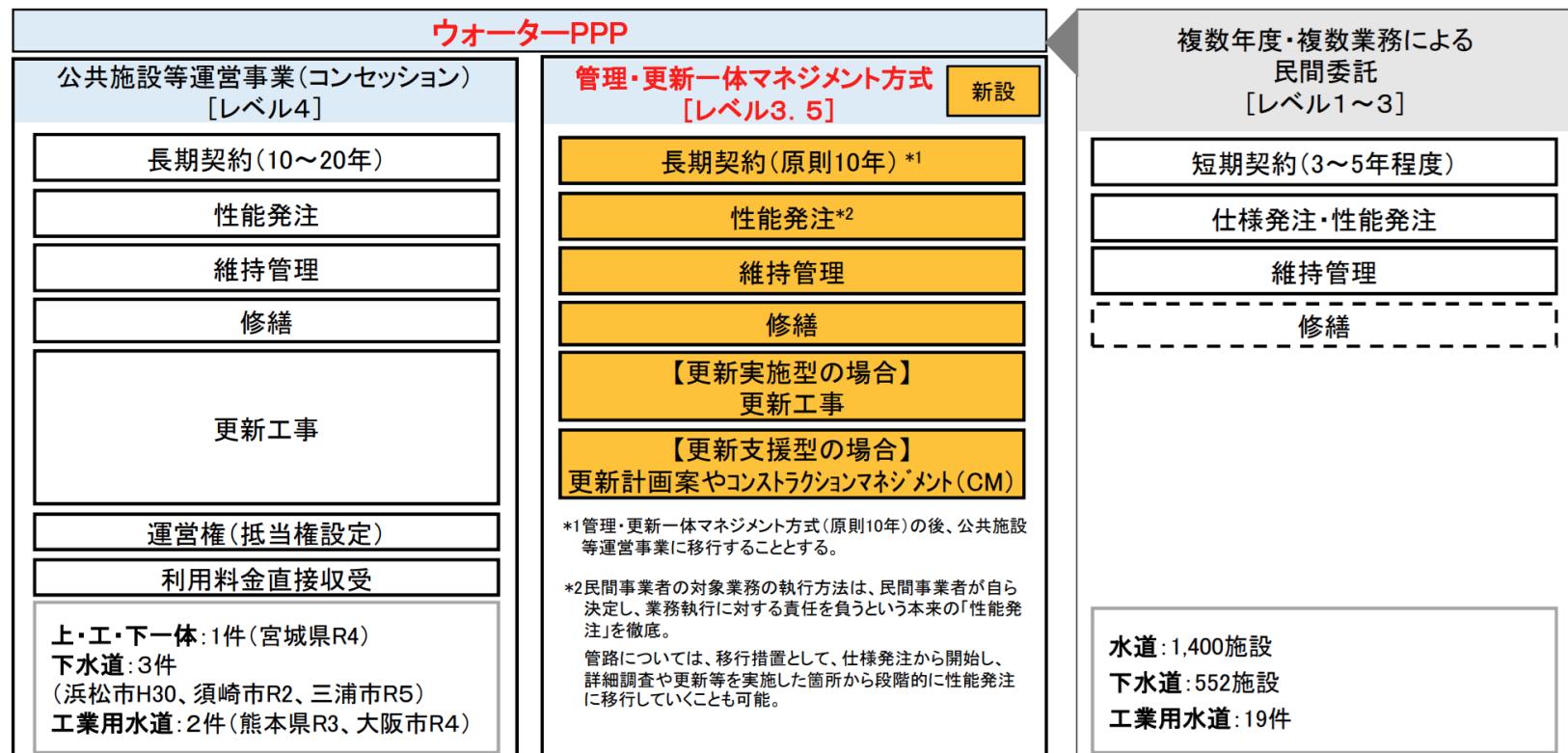
出典：PPP／PFI推進アクションプラン
(令和5年改定版) の概要：内閣府HP

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 2.0版

2.ウォーターPPPの概要（2/2）

ウォーターPPPの定義

- ・公共施設等運営事業（コンセッション事業） [レベル4]
自治体が施設の所有権を保有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- ・管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]
コンセッションに準ずる効果が期待できる官民連携方式（下記4要件を満たす民間委託）
①維持管理と更新の一体のマネジメント②長期契約 ③性能発注 ④ プロフィットシェア



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 2.0版

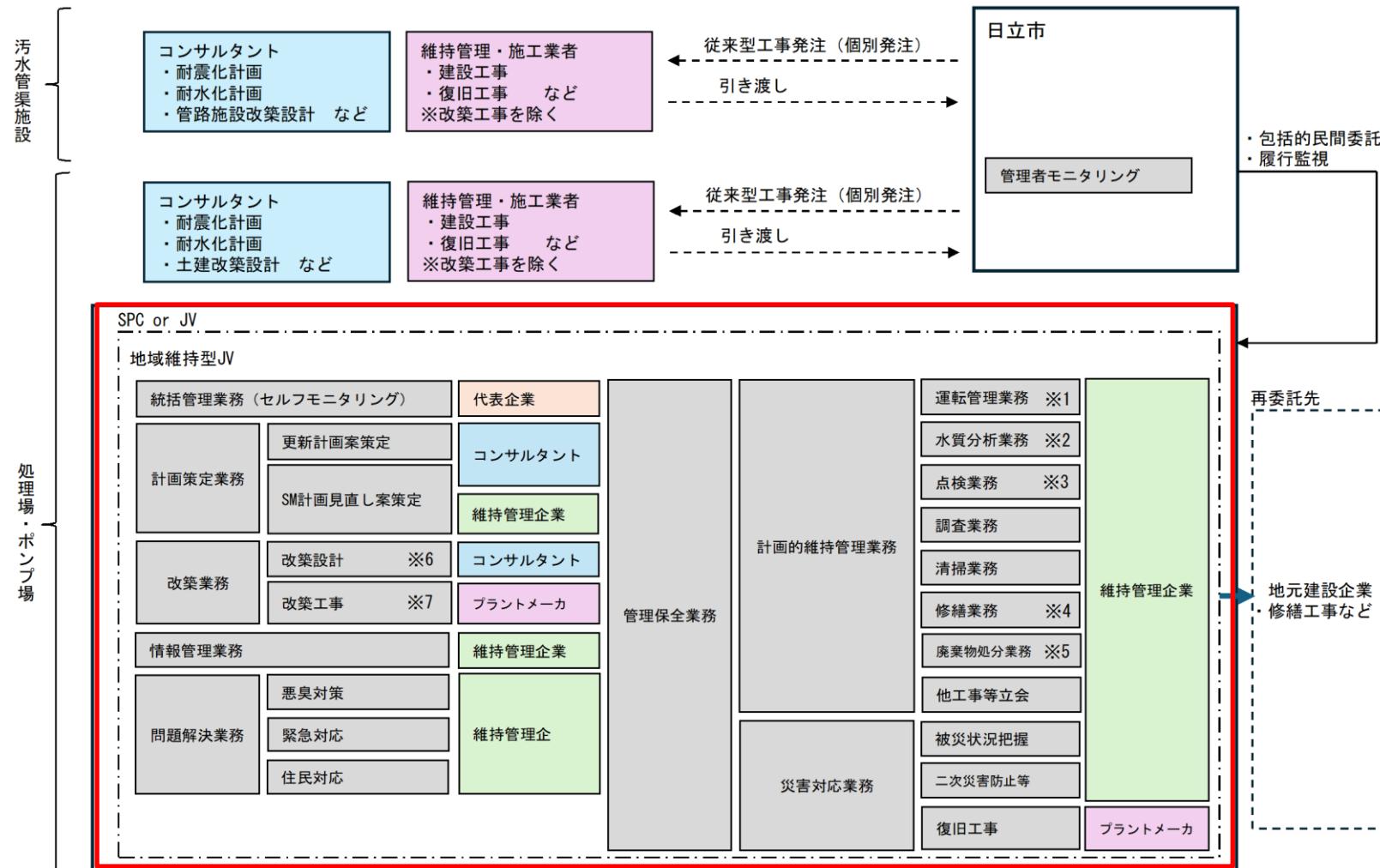
3.事業スキームと業務パッケージ（1/3）

レベル3.5更新実施型：SPC／JV設立

- 日立市は、SPC・JV等と事業契約を締結する。
(SPC・JVは単独企業または応募グループにより組成)
- SPC・JV等の代表企業は、維持管理業務または改築工事を実施可能な企業とする。
- 応募グループの場合は、維持管理企業、建設企業、設計企業から構成されるグループとする。
- 地元企業が担う業務は、単独企業またはSPC等、もしくは構成企業から各地元企業に再委託する。

3.事業スキームと業務パッケージ (2/3)

日立市 (更新実施型)



日立市からの包括的民間委託先として、SPC若しくはJVが契約主体となり各構成企業へ契約委託し、地元企業への委託は各構成企業から再委託する。

3.事業スキームと業務パッケージ（3/3）

- ※1：運転管理業務には運転管理計画の策定、処理場・ポンプ場の維持管理を含む
- ※2：水質分析業務には分析試験計画策定、法定・自主試験、試験結果解析を含む
- ※3：点検業務には施設保全点検計画策定を含む
- ※4：修繕業務には契約・事務処理等を含む
- ※5：廃棄物処分業務には契約・事務処理等を含む（汚泥・し渣・沈砂・排水・他）
- ※6：改築設計には事前調査、各種申請・届出の支援を含む
- ※7：改築工事には近隣調整及び準備調査。環境モニタリングを含む

4.リスク分担

以下に示すリスク分担は、マーケットサウンディング等を通じて事業者みなさまの意見をもとに見直し・修正を検討。下記記載以外のリスクで検討が必要と考える項目があれば、アンケート内に記載をお願いいたします。（詳細項目は別紙参照）

リスク項目				リスク分担（案）		
種別	想定されるリスク			リスク分担における具体的な内容	発注者 (自治体)	受託者 (民間事業者)
共通	構想 計画 リスク	応募手続 リスク	応募に係るコスト	応募に係る費用(提案書作成の人工費、直接経費など)は受託者が負担する。		○
2		入札手続 リスク	入札説明書、入札手続きの誤り等	入札説明書の訂正、入札手続きの更生等により選定受託者に発生した追加費用を市が負担する。	○	
3		契約 リスク	落札者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	契約遅延の原因が受託者側にある場合は、契約の遅延により市に発生した追加費用について受託者側が主として負担する。	○	○
4	制度関連 リスク	法令変更 リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。	○	
5			当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。	○	○
6		税制変更 リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。	○	
7			法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更	税制変更により発生する増加費用は、受託者が負担する。		○
8	許認可 リスク		事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	当該許認可取得の遅延に伴い受託者側に発生した増加費用を市が支払う。	○	
9			当該事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延	当該許認可取得の遅延に伴い市に発生した増加費用を受託者が支払う。		○

5. 資格要件 (1/2)

統括管理業務にあたっては、下記を参考とし必要な資格要件の検討を進めてまいります。

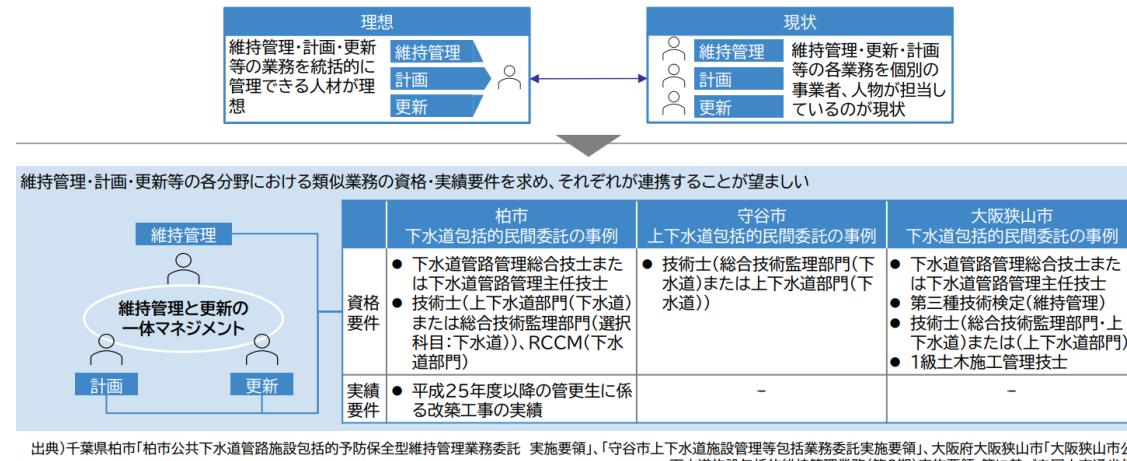


実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.2 統括的に管理する人材の要件

- レベル3.5では、一般的に対象施設・業務範囲の設定等が大きく、また、4要件(特に要件③維持管理と更新の一體マネジメント)との関係等から、全体を統括的に管理できる人材が重要となるため、必要となる能力、経験、実績、資格等を、入札・公募の条件に設定(募集要項等で明確に規定)して提示することが必要である。

図表 4-2 (参考)統括的に管理する人材の要件の考え方の一例(イメージ)



出典)千葉県柏市「柏市公共下水道管路施設包括の予防保全型維持管理業務委託 実施要領」、「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託実施要領」、大阪府大阪狭山市「大阪狭山市公共下水道施設包括の維持管理業務(第2期)実施要領」等に基づき国土交通省作成

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 2.0版

日立市公共下水道ウォーターPPP（レベル3.5更新実施型）においての総括管理【資格要件】

- 監理技術者証（電）
- 技術士（総合技術管理部門（下水道））または上下水道部門（下水道）、 ● RCCM（下水道）、
- 下水道技術検定第一種（計画設計）のいずれか
- 下水道技術検定第二種（実施設計・工事監督）
- ボイラー技士
- 監理技術者証（機）
- 下水道技術検定第三種（維持管理）
- 電気主任技術者

5. 資格要件 (2/2)

下水道法上の各資格に必要な実務年数等は下記内容をご確認ください



実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.3 下水道法第22条の有資格者配置とPPP/PFI(官民連携)

図表 4-4 下水道法上の各資格取得に必要な実務経験年数等

区分		要件		資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数			
	卒業・修了した学校等	卒業・修了した学科等	履修した科目等	計画設計	処理施設 ポンプ施設	監督管理等 排水施設	維持管理 ポンプ施設
第1号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	5 (2.5)	2 (1)	1 (0.5)	2 (1)
	旧制大学	土木工学科又はこれらに相当する課程	—	—	—	—	—
第2号	新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目以外の学科目	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)
	機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	—	6 (3)	3 (1.5)	1.5 (1)	3 (1.5)
第3号	短期大学	土木科又はこれに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)
	高等専門学校 旧制専門学校	機械工学科、電気工学科又はこれらに相当する課程	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	5 (2.5)
第4号	新制高等学校	土木科又はこれに相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)
	新制中等教育学校 旧制中等学校	機械科、電気科又はこれらに相当する課程	—	10 (5)	7 (3.5)	3.5 (2)	7 (3.5)
第5号	建設業法第27条による第二次検定の合格者(一級土木施工管理技士)	土木施工管理に合格した者	—	—	3 (1.5)	1.5 (1)	—
第6号	技術士法による二次試験	下水道を選択科目として上下水道部門に合格した者	—	—	0 (0)	0 (0)	—
第7号	日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定	水質管理又は廃棄物・資源循環を選択科目として衛生工学部門に合格した者	—	—	—	—	0 (0)
第8号	第1種技術検定合格	—	—	3 (0.5)	2 (0.5)	1 (0)	—
	第2種技術検定合格	—	—	—	2 (0.5)	1 (0)	—
	第3種技術検定合格	—	—	—	—	—	2 (0)
第9号	上記に定める学歴のない者	—	—	—	10 (5)	5 (2.5)	10 (5)
第10号	新制大学の大学院	5年以上在学(卒業)	下水道工学	2 (1)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)
	新制大学の大学院又は専攻科・旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	4 (2)	1 (0.5)	0.5 (0.5)	1 (0.5)
	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	7 (3.5)	4 (2)	2 (1)	4 (2)
	国土建設学院等	上下水道工学科	—	8 (4)	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—
	外国の学校	日本の学校による学歴、経験年数に準ずる。	—	—	—	—	—
指定された試験	下水道管理技術認定試験(処理施設)	—	—	—	—	—	2 (1)
	国土交通大学校	専門課程下水道科研修	—	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—
	日本下水道事業団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会	—	—	5 (2.5)	2.5 (1.5)	—
指定講習	下水道維持管理資格者講習会	—	—	—	—	—	63 (2.5)

出典)国土交通省水管理・国土保全局「国水企第8号
国下第3号 官民連携手法を活用した場合の下水道
における監督管理等及び維持管理に関する下水道法
第22条における有資格者の配置等について」
(R6.4)

6.入札・公募要件（1/10）

入札・公募の実施にあたっては、下記を参考・留意し公募型プロポーザルまたは総合評価方式の検討を進めてまいります。公募形態についてご意見があればお聞かせください。



実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.4 「更新実施型」の入札・公募等

- 管理者は、入札・公募等の準備段階で、ストックマネジメント計画、経営戦略等の既存資料等を踏まえ、事業期間中の改築の見通し(例えば、年度毎の事業費や内容等)をまとめ、募集要項等に記載して提示することが重要である。

- レベル3.5の「更新実施型」の入札・公募等では、要件①長期契約(原則10年)の事業期間中の改築の見通し(例えば、年度毎の事業費や内容等)は、民間事業者等が適切に判断し提案する上で必要・重要な情報
- 管理者は、入札・公募等の準備段階で、ストックマネジメント計画、経営戦略等の既存資料等を踏まえ、事業期間中の改築の見通し(例えば、年度毎の事業費や内容等)をまとめ、募集要項等に記載し明確にして提示(情報開示)することが想定
- 例えば、事業期間中の改築の見通しについての管理者の考え方、事業期間後の改築についての管理者の考え方等をあわせて提示(情報開示)した上で、官民対話や入札・公募等を実施することも有効

6.入札・公募要件 (2/10)

実際に行われた他自治体での入札においては、事業期間の事業費合計及び改築ごとの事業費を上限内で提案されました



実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.4 「更新実施型」の入札・公募等

- 神奈川県三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業(レベル4)では、公募に際し、年度毎の想定事業費を提示した上で、事業期間合計及び改築計画期毎の事業費について、上限内で提案

図表 4-5 (参考)事業期間中の改築の見通し(神奈川県三浦市)

各種改築工事基準価格

本基準価格は、主要工事(工事建築、機械・電気、管路施設)の費用削減額を算出するために、市が便宜上設定したものであり、リスク評価を行うに当たっての価格変動基準となり得るものではない。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	…	令和24年度	事業期間計
第1期	第2期	…	第20期	事業期間計	
2024/3/31	2025/3/31	…	2043/3/31		
主要工事(土木建築、機械・電気、管路施設)費	343.00	399.00	…	280.00	6,767

予定価格

本予定価格は、提案額の妥当性を図るために設定した閾値であり、改築計画期毎の主要工事費合計額を超過する提案については、評価の対象としない。なお、本予定価格についても、市が便宜上設定したものであり、リスク評価を行うに当たっての価格変動基準となり得るものではない。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	…	令和24年度	事業期間計
第1期	第2期	…	第20期	事業期間計	
2024/3/31	2025/3/31	…	2043/3/31		
主要工事(土木建築、機械・電気、管路施設)費	292.00	344.00	…	244.00	5,846
改築計画期毎の主要工事費合計	636.00	…	770.00	5,846	

運営権者提案

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度	…	令和24年度	事業期間計
第1期	第2期	…	第20期	事業期間計	
2024/3/31	2025/3/31	…	2043/3/31		
土木建築・付帯設備					
機械・電気設備					
管路施設					
年度合計					
改築計画期ごとの合計					
改築計画期ごとの予定価格超過判定					

改築費削減額

(単位:百万円)

改築費削減額					
改築費削減額×0.5					

評価額

(単位:百万円)

評価額(改築費削減額×0.5の現在価値)	0.00
割引率	0.01607

出典)神奈川県三浦市「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業における募集要項(別紙 提案書2 収支計画案(令和4年4月25日改訂版))」より国土交通省作成 65

日立市公共下水道ウォーターPPP(レベル3.5更新実施型)において
事業費の提案について、公募内でも上限の範囲内で積極的なご提案をお願いする予定
です。

出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 2.0版

6.入札・公募要件（3/10）

システム系を担当される民間事業者等のみなさまは下記内容に留意の上、業務内容の検討をお願いいたします。



実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.6 ベンダーロックイン

- レベル3.5の受託者が既存民間委託の受託者と異なる場合等を中心に、ベンダーロックインが発生する可能性ある。そのため、第1期のレベル3.5の受託者を選定する際には、次期事業において、円滑で効率的な事業実施や創意工夫の発揮、調達の競争性等が阻害されない環境整備がなされるよう、契約・要求水準等で規定すること等が望ましい(例えば汎用プロトコルによるベンダーフリー化や、データの開示、次期受託者に対する民-民の紳士的な協力について)。
- ベンダーロックインとは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定の事業者(ベンダー)を利用し続けなくてはならない状態のこと
- レベル3.5においても、受託者が既存民間委託の受託者と異なる場合等に、既設の電気設備等のベンダー等以外では技術的に対応が困難である等の理由により、電気設備等のメンテナンスや、バージョンアップ、更新工事、データ利活用等が円滑に実施できない可能性があり、このようなベンダーロックインが生じた場合、事業の円滑で効率的な実施や受託者の創意工夫の発揮に影響があることに加え、調達の公平性、競争性を阻害する要因となる
- このため、第1期のレベル3.5の受託者を選定する際の要求水準書や契約書等において、次期事業に向け、多様な民間事業者等が参画可能な公正かつ自由な競争が促進される環境を整備しておくことが望ましい
- 例えば、レベル3.5を受託した民間事業者等に対しては、計算機室(中央監視装置)と現場制御装置(PLC)間の通信に汎用プロトコルを用いることでベンダーフリー化とすることや契約書等でデータの開示や次期受託者への協力を求めることが考えられる

6.入札・公募要件 (4/10)

今回の日立市ウォーターPPPにおいては、SPC若しくはJVでの検討を進めています（事業スキーム・業務パッケージ 参照）



実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.7 建設業法等との関係

- 更新実施型は、受託者が改築(の発注業務)を実施する。案件形成に際しては、建設業法や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等との関係について、留意する必要がある。
 - 受託者がSPCであって他の民間事業者等に改築工事を発注する場合、地方公共団体(管理者)と受託者の契約内容次第だが、当該SPCは建設業許可が基本的に不要となる。
-
- 更新実施型では、受託者が自ら改築工事を実施する場合と、受託者が改築工事の発注を行う場合がある。一般則として、改築に際し、地方公共団体(管理者)と民間事業者等の契約内容が請負契約である場合、当該民間事業者等は政令で定める軽微な建設工事を請け負う場合を除き建設業の許可を受けなければならない(建設業法第3条)
 - 更新実施型において、受託者がSPCで、管理者と受託者の契約内容が建設工事の請負契約ではない場合は、当該SPCが発注者、SPCから直接建設工事を請け負う民間事業者等が受注者(元請)の立場となるものであると考えられることから、当該SPCは建設業許可が基本的に不要となる
 - なお、当該SPCと請負契約を締結する民間事業者等や、当該民間事業者等と下請契約を締結する民間事業者等は、建設業の許可が必要となる
 - 以上を踏まえ、レベル3.5の更新実施型の案件形成に際して、必要に応じて各地方整備局等建設業担当者あてに照会する等、建設業法の許可の要否等について留意する

6.入札・公募要件 (5/10)

FS等支援の受託者をレベル3.5の受託者として選定できるかは管理者の任意（適切な判断）によるものとなります。

実施編「第4章」4.2 レベル3.5の受託者

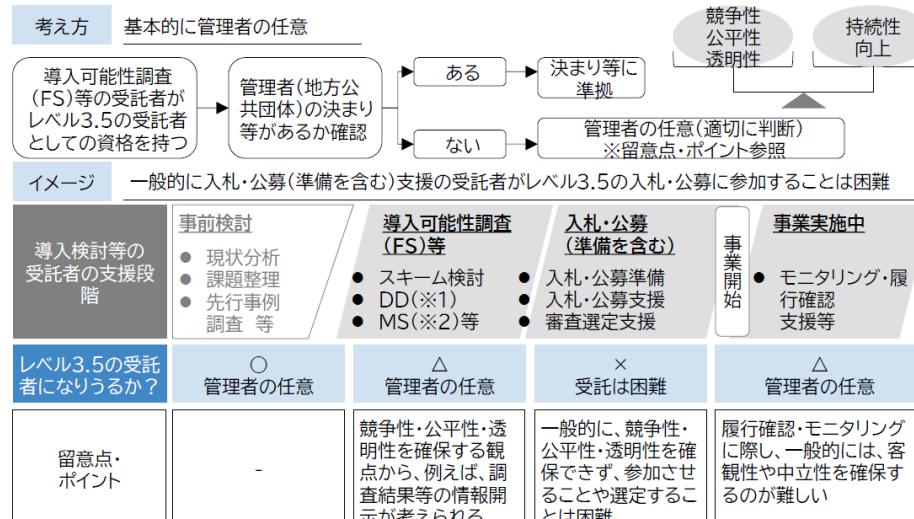


4.2.5 レベル3.5の受託者とFS等の受託者との関係

- FS等支援の受託者をレベル3.5の受託者として選定できるかは、基本的に管理者の任意（適切な判断）となる。
- 地方公共団体の決まり等があればこれに準拠し、なければ競争性等と持続性向上の均衡を踏まえ、管理者が適切に判断する。
- 管理者は、競争性等の確保に向けた情報開示等を前提としつつ、FS等支援の受託者をレベル3.5の受託者として選定することも考えられるが、入札・公募支援の受託者は、一般的に競争性等の阻害が著しくレベル3.5の受託者として選定できない。

図表 4-15 レベル3.5の受託者とFS等の受託者（イメージ）

- FSやMS等の支援する受託者をレベル3.5の受託者として選定できるかは、基本的に管理者の任意
- 具体的には、レベル3.5の導入検討（FS等）から入札・公募ないしモニタリング・履行確認等の事業実施中の支援まで、段階に応じて支援の受託者が承知している情報等の質や量が異なると考えられるため、管理者は、それぞれの競争性・公平性・透明性や創意工夫等への影響の有無・程度等を考慮つつ、適切に判断することが重要



※1 デューデリジェンス：導入検討を進めるための補完的な情報整理

※2 マーケットサウンディング：民間事業者等への意向調査（情報開示・官民対話）

46

6.入札・公募要件 (6/10)

入札・公募の実施においては、競争的対話等を実施し、応募される民間事業者等のみなさまと必要な情報を共有します。



実施編「第4章」4.4 競争的対話等

- レベル3.5は、一般的に事業規模等が大きくなりやすく(特に、更新実施型の場合)、長期間の性能発注や維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントが前提である等、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しにより、可能な限り管理者と受託者の認識のずれがないことが望ましい。
 - この点、入札・公募開始後も、募集要項等公表(情報開示)に基づく競争的対話等(官民対話)を設定することにより、管理者の考えを明確にするとともに、受託者による創意工夫や効率化等が促進されるよう、契約・要求水準等の案を調整等する。
-
- 競争的対話とは、要求水準書等の作成・調整のため、地方公共団体が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき、要求水準書等を作成・調整する等のプロセス
 - レベル3.5は、一般的に事業規模等が大きくなりやすく(特に、更新実施型の場合)、長期間の性能発注や維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントが前提であり、また、包括的民間委託等と比較して経営の要素も大きい
 - さらに、管理者の持続性向上の考え方や中長期の見通し等が、可能な限り明確に受託者に伝わった方がよい。このため、競争的対話を設定する実益を想定
 - なお、競争的対話以外に、現地調査(現場確認、資料閲覧)や、技術対話等を活用することも想定
 - 一方、競争的対話等の全般について、官民双方の負担が過剰にならないよう、例えば、効果的・効率的に実施し、形式的な実施は回避する等を考慮することも重要

6.入札・公募要件 (7/10)

日立市ウォーターPPPにおいては地元企業の協力は必要不可欠なものと認識し、小規模事業者が排除されないよう努めます。

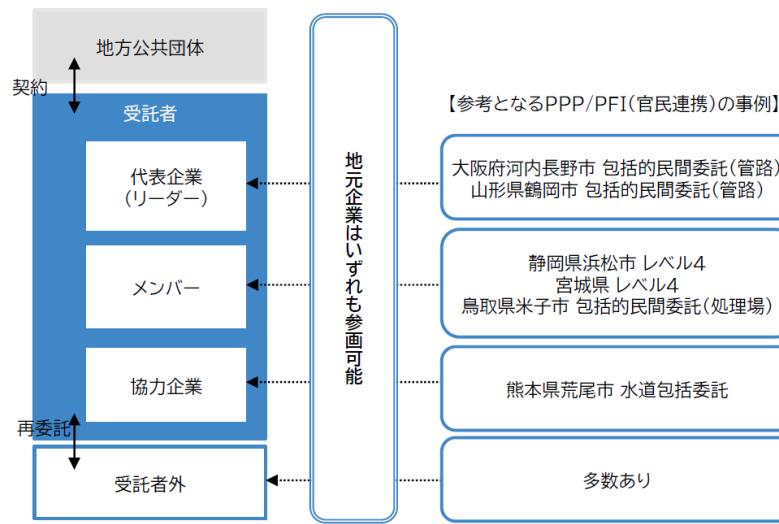


実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

- 上下水道は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。ウォーターPPPにおける地元企業の参画については、多様な対応が可能であるが、地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する。

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)

- 地域の上下水道の実情を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、ウォーターPPPとの関係でも重要な存在
- ウォーターPPPにおける地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンが想定



66

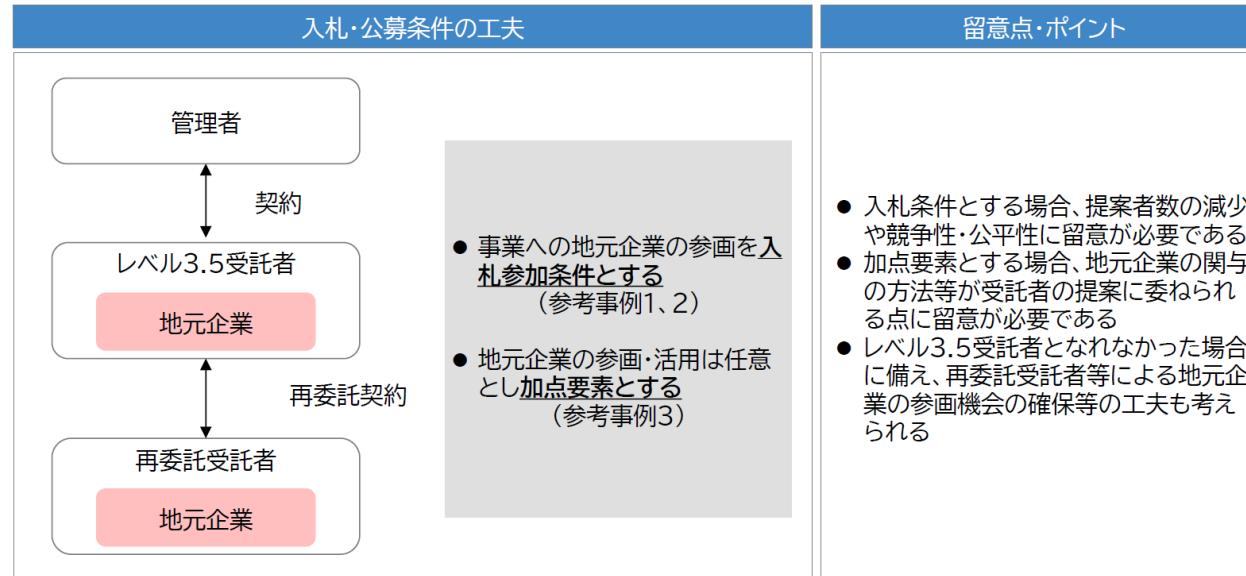
6.入札・公募要件 (8/10)

入札・公募条件の工夫として、地元企業が担う業務は、単独企業またはSPC等、もしくは構成企業から各地元企業に再委託することとします。
(事業スキームとパッケージ 参照)

実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

- レベル3.5における地元企業の参画では、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫を想定
- 特定の地元企業の参画を求めるといった公募要件の設定に当たっては、競争性・公平性の確保に十分留意する必要があり、入札・公募等参加者の競争回避的行動を誘発し、競争に影響を及ぼすおそれがないよう留意し、慎重に検討を行う必要がある。

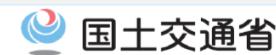
図表 7-2 入札・公募条件の工夫(例)



6.入札・公募要件 (9/10)

公募型プロポーザルと総合評価方式の比較については以下表をご参照ください

実施編「第4章」4.5 審査・選定



4.5.1 概要(類型等)

- レベル3.5では、基本的には価格だけでなく提案も競争させることが想定され、総合評価一般競争入札、公募型プロポーザルによる入札・公募等が想定される。選定時には、民間事業者等の技術力や創意工夫等を適切に評価する。

図表 4-19 (参考)PFI事業契約締結を想定する場合の入札・公募

総合評価	公募型プロポ
入札・公募条件は変更不可	交渉による変更可能
不調の場合は再入札	次点交渉権者と交渉
学識経験者の意見聴取 (地方自治法施行令第167条の10の2 4項)	外部有識者委員会の設置等により学識経験者の意見聴取が望ましい (多様な観点と評価の客觀性を確保)

6.入札・公募要件 (10/10)

入札・公募の流れは以下の流れを想定しています。公告から受託者の決定までは、12カ月以上確保する予定です。

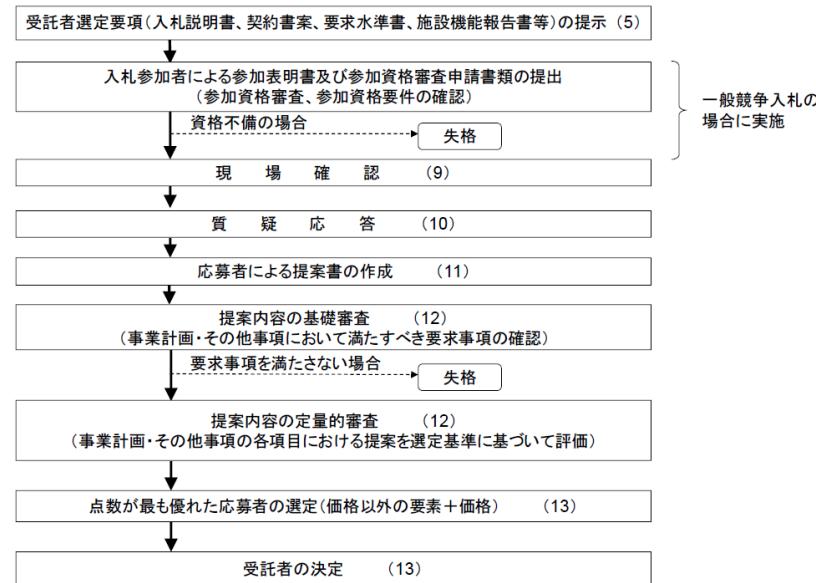


実施編「第4章」4.5 審査・選定

4.5.1 概要(類型等)

- レベル3.5は、価格だけでなく提案も競争させることが想定され、民間事業者等の技術力や創意工夫等を適切に評価して受託者を選定
- 参考まで、処理場等の包括的民間委託について、一般的な公募型プロポーザルの流れは図表 4-20の通り

図表 4-20 入札・公募の流れ



※箱書きの(数値)は、処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(公益社団法人日本下水道協会、R2.6)の項目番号であり、詳細は同ガイドライン参照。

出典)公益社団法人日本下水道協会「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」(R2.6) 53

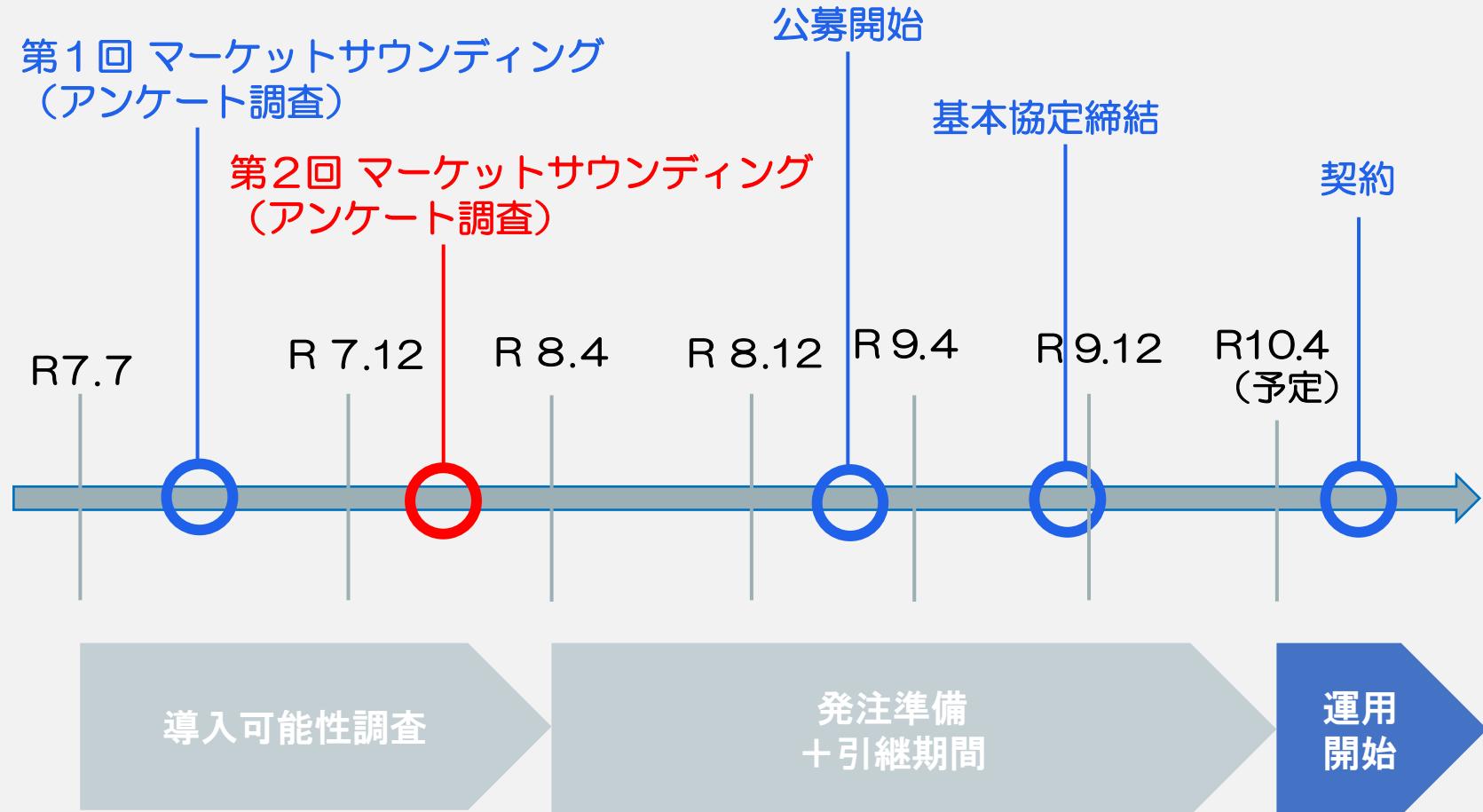
7.マーケットサウンディング（アンケート調査）

マーケットサウンディングでは、アンケート調査やヒアリング等により、民間事業者の皆さまから対象施設や対象業務等に関するご意見を広く求め、事業内容等の検討に活用することを予定しています。ぜひご協力くださいますよう、お願ひいたします。

概要	
HP公表日	令和8年1月7日（水）
回答期限	令和8年1月30日（金）17:00まで
回答方法	下記のリンクからLoGoフォームにてご回答ください。 https://logoform.jp/form/tDgS/1365019
調査項目の概要	<ul style="list-style-type: none">① 日立市ウォーターPPP事業の対象施設・対象業務② 日立市ウォーターPPP事業の事業スキーム③ リスク分担表④ 資格要件⑤ 入札・公募要件

8.スケジュール

マーケットサウンディング（アンケート調査）



※運用開始予定は図表示のとおりですが、状況により前後する可能性があります。

参考資料

●用語の説明

ウォーターPPPの計画策定時に定義される専門用語について解説致します。

情報出典元として、

国土交通省HP（下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン策定検討委員会）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000895.html

に最新版ガイドラインおよび先行事例の記載がされております。